

令和4年度 新潟市の防災対策の取組みについて

取組内容

- ① 県による津波災害警戒区域の指定
- ② 国土強靱化地域計画の進捗状況

①県による津波災害警戒区域の指定

津波災害警戒区域とは

津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項(津波災害警戒区域)

都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者(以下「住民等」という。)の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域(以下「警戒区域」という。)として指定することができる。

本市の指定状況

・県の基本的な考え方は、「津波浸水が想定される区域を全て津波災害警戒区域に指定」。県は、令和2年1月に「津波浸水想定区域」全域を「津波災害警戒区域」として、本市を除くすべての対象市町村で指定。

・本市は、内陸部の標高が低い土地が広範に広がっており、水が時間をかけて広がっていくため、津波浸水想定区域の約半分の地域では、水の到達に半日から最大7日の時間がかかる。

・本市のような地形的特徴を持つ範囲を、警戒区域に指定した事例は全国的にもないことなどから、令和2年1月の指定は見送られ、引き続き、県と協議してきた。

県との協議の結果、120分未満で浸水が開始する「**海沿い・川沿い地域**」(次頁図面の赤色の範囲)及び「**河川遡上地域**」(次頁図面の黄色の範囲)を指定することで調整が図られたため、県の準備作業が整い次第、指定される運びとなったもの。

指定に伴う義務等

対象	義務とされる内容
市町村	地域防災計画に津波警戒避難体制に係る事項等を記載
	津波ハザードマップの作成・周知
	津波発生時の避難施設の指定
社会福祉施設・学校・医療施設等	津波避難に係る計画の作成等
	津波避難訓練の実施等
不動産に係る事業者	宅地建物取引業法による重要事項説明として、取引対象となる物件が津波災害警戒区域内にある旨を説明(津波リスクはハザードマップを通じて既に周知済)

地域への説明

令和4年3月から5月にかけて、関係5区(北・東・中央・西・西蒲)の地域コミュニティ協議会会長会議等で説明済み。

① 県による津波災害警戒区域の指定

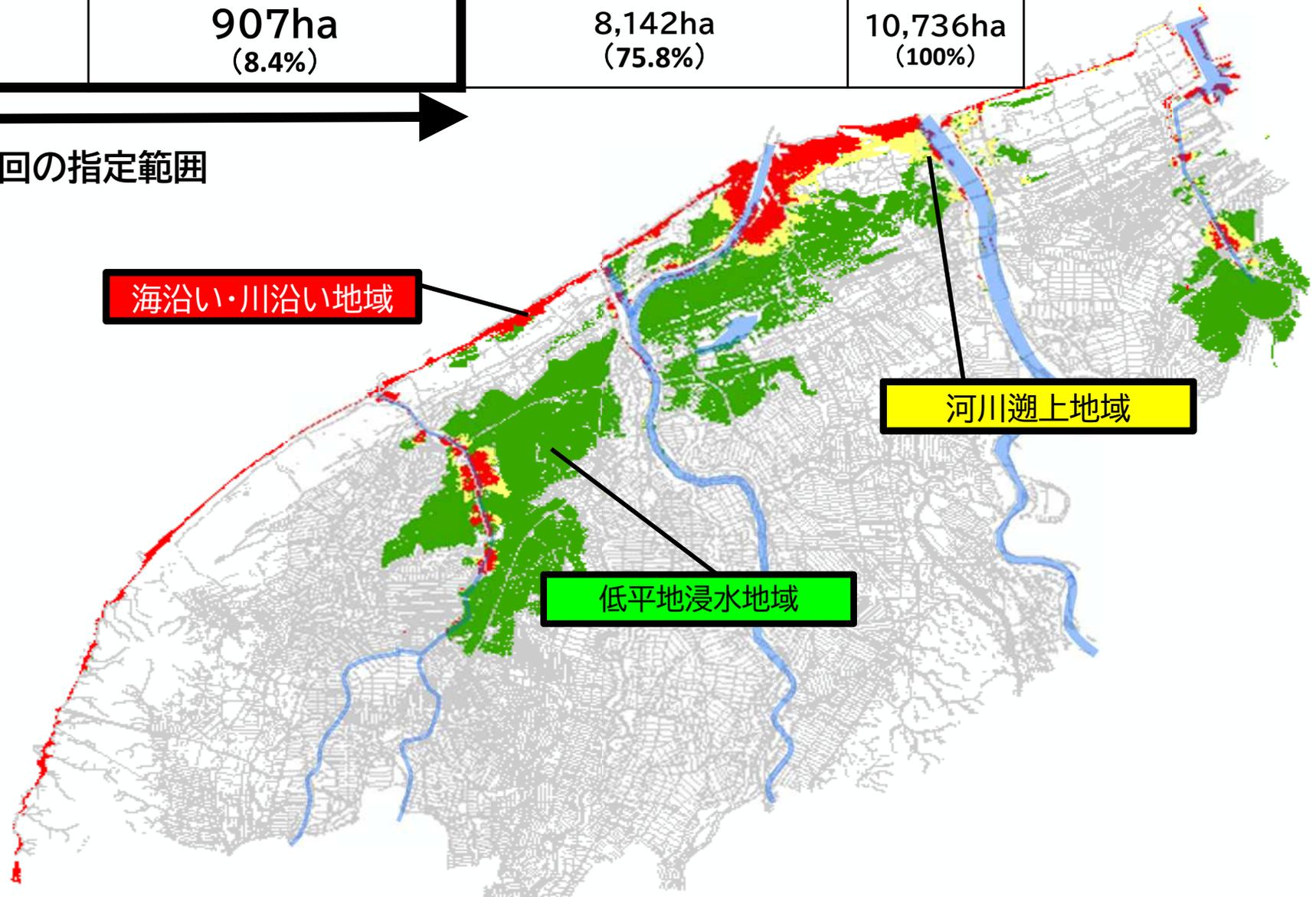
本市の津波浸水想定区域

<新潟市全体>

※集計時の端数処理のため合計値は一致しない。

海沿い・川沿い地域 発災～30分未満で浸水開始	河川遡上地域 30～120分未満で浸水開始	低平地浸水地域 120分～約7日後で浸水開始	合計
1,688ha (15.7%)	907ha (8.4%)	8,142ha (75.8%)	10,736ha (100%)

今回の指定範囲



②国土強靱化地域計画の進捗状況

○進捗状況について

推進施策である60項目のうち51項目で予定どおり進捗（詳細資料2参照）

※数値化が不可能な「評価不能」項目は除く

○本市の主な取り組み項目

道路ネットワークの整備
【足元の安心安全の確保 No.11-2】
【救援・代替機能の強化
広域交通インフラの整備・強化 道路No.6】

新潟中央環状道路の整備
→目標に向け順調に進捗
一般国道8号から一般国道116号間
(約9.0km)が開通(R5.3.25)



水道施設の耐震化等
【足元の安心安全の確保 No.14-1】

基幹管路耐震適合率
→目標に向け順調に進捗
耐震管入れ替え
基幹管路約3.1km進捗
配水支管約11.1km進捗



水道管工事の様子

下水道施設の耐震化等
【足元の安心安全の確保 No.15-1】

重要な管路の耐震化率
→目標に向け順調に進捗
耐震化が0.7km進捗



耐震化工事をした管路